

2 西子保第 102 号  
令和 2 年 4 月 8 日

保護者各位

西東京市子育て支援部  
保育課長 海老澤 功

### 緊急事態宣言に伴う家庭保育の要請について

日頃より、西東京市の保育行政にご協力いただきありがとうございます。  
これまで、西東京市の保育施設におきましては、感染拡大防止のため、皆様のご協力をいただきながら開所を行ってきましたが、4月7日に政府より緊急事態宣言が発出されました。宣言を受けて、西東京市では保育の規模を縮小したうえで開所し、必要な保育を継続して参ります。保育を継続するため、緊急事態宣言の内容を踏まえ、保護者の皆様には、さらなる家庭保育のご協力をお願いします。

なお、東京都より緊急事態措置を4月10日までに決定する旨の連絡があり、その要請に基づき、より一層の保育所の利用制限が行われる可能性があります。

感染拡大防止のため、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

#### 1. 保育規模の縮小に伴う自粛要請

緊急事態宣言に基づき、規模を縮小して保育を実施します。そのため、家庭内に保護者の方がいることが可能な世帯については、ご家庭での保育をお願いします。緊急事態の解除までの期間については、原則、育児休業中のご家庭、職場が休業中の家庭、保護者のうち1人が、在宅勤務をしている家庭、求職活動中の家庭については登園の自粛をお願いします。

#### 2. 東京都からの使用制限が決定された場合

4月10日に予定されており、東京都からの緊急事態措置により保育所の使用制限が要請された場合は、保育の提供を実施する対象を医療従事者や社会機能を維持するために必要な業種に該当している場合に限定する可能性があります。4月11日以降に保育の提供が行えない可能性がありますので、あらかじめ就労先とのご調整をお願いします。

#### 3. 保育料の扱いについて

今回の利用規制に伴い4月9日から5月6までの期間に登園がなかった場合には1か月分の保育料の免除を行います。必要に応じて、登園された場合でも、欠席いただいた日数に応じた減額を行います。

##### 【問い合わせ先】

西東京市子育て支援部保育課保育係

電話：042-460-9842